

# 目 次

第4回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表） .....	1
第4回大宜味村議会臨時会会議録（5月23日） .....	3

第4回大宜味村議会臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 昭和55年5月23日

会期1日間

閉会 昭和55年5月23日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
5月23日	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第26号～議案第27号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会



## 第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和55年5月23日

### 1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和55年5月23日 午前10時00分)

閉 会 (昭和55年5月23日 午後2時26分)

### 2. 出席議員 (12名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	7番議員 山 川 正 行 君
2番議員 平 良 真 光 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	9番議員 松 島 重 克 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君

### 3. 欠席議員 (2名)

10番議員 前 田 貞四郎 君	11番議員 前 田 福 正 君
-----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 書 記 高江洲 修 君  
税 務 課 長 宮 里 盛 順 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4 大宜味村税条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、12名であります。  
よって、昭和55年大宜味村議会第4回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

- 議長（玉城一昌君） 議事日程は別紙のとおりであります。  
日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、4番 山川保清君、5番 平良実君を指名いたします。  
日程第2 会期の決定を議題といたします。  
議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時03分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。  
おはかりいたします。  
本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。  
よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時04分）

再 開（午前10時09分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。  
日程追加についておはかりいたします。  
議案第27号大宜味村税条例の一部を改正する条例を日程に追加いたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。  
よって、日程は追加されました。  
日程第3 議案第26号から日程第4 議案第27号までを一括議題といたします。  
順次村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案第26号について説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,367千円追加し、歳入歳出の総額を1,092,034千円とする。

今度、1,367千円の追加をお願いいたしてありますのは、去った19日に衆議院が解散されて、6月22日に総選挙の投票が行なわれることになっております。

それでその選挙の費用を予算化するために提案いたしているわけです。

内容につきましては係から説明いたさせますのでよろしくをお願いいたします。

議案第27号は、昭和55年4月22日実施された煙草の定価改定に伴い、昭和55年度分の煙草消費税の昭和55年5月分以降に係る製造煙草の本数に乗すべき率を定めるため、地方税法施行令の一部を改正する政令が昭和55年4月30日に公布されました。つきましては、これに伴い大宜味村税条例の一部を改正する必要が生じたので、提案しているわけです。

尚、内容につきましては担当課長より説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時15分）

再 開（午前11時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第26号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 最近見られない衆参両院の同一日に投票ということになっているわけです。

この予算の取り方を見ますと、ほぼ参議院の経費の取り方と似かよっているようです。そこで、投票場作り、その他につきまして従来と変わった点がありましたらご説明お願いいたします。

○ 書記（高江洲 修君） 今度ダブル選挙ということになっているんですが本来でしたら1箇所です投票場がよかったですけど、県の方の指示では別々にすると、別々に予算は取りなさいという指示があつて、投票場も別々になる可能性があるんじゃないかと、例えば、今まで1教室を使っていたのが2教室になるということで、同じように投票場作りに行かなければいけないということになるわけです。

○ 9番（松島重克君） 同一投票ということ、この経費を見た場合に兼用出来る面もある感じがするわけですね。

ところがこの予算から見ますと別々と、県の方の指導ということではありますが、そういたしますと、この委託金は投票後精算して余った分は返還するということですか。それとも流しっぱなしということですか。

○ 書記（高江洲 修君） 予算については執行実績によって計算されますので、向こうに返すこともあります。

○ 9番（松島重克君） 参議院の場合は開票慰労費というのがあります。

衆議院の場合はそれがないですね。同一投票がなされて、片方は慰労費が組まれて片方はないと、これはどういうことでしょうか。

○ 書記（高江洲 修君） 今度色分けしてないんですが、食糧費の中にそれも含まれています。今度の場合は翌日開票になる可能性があるので、多額のものは取ってないわけです。

○ 9番（松島重克君） 同一日に投票されるわけですから開票においても両方とも翌日開票ということになるでしょう。

そうしますとこういう面でも、管理委員会がこういう面にタッチされて全て作成されるわけですが、参議院の方は開票後慰労費を組んで、衆議院はやらないと、この予算から見るとそういうことですよ。

おかしいのではないのでしょうか、どうですか。

○ 書記（高江洲 修君） おっしゃるとおりなんですけど、両方でうまくやっていきたいと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） だから両方うまくやっていきたいということでもありますので、同一に選挙されるから必ずダブル面があるということではありますが、県の指導では別々にやりなさいということでしょう。

これだけは両方一緒にやろうと、何かつじつま合わないのではないですか。

別々にやりなさいという指導があるのに、この分だけは両方ともうまくやると、おかしいような気がしますね。

○ 書記（高江洲 修君） 参議院の場合は夜食が計上されていて、衆議院の場合の昼になりますとそれが省かれるということでそれだけ取ってあるんですけども、開票は一緒にやろうということから取っています。

○ 9番（松島重克君） そこら辺分らないんですがね。衆議院も参議院も投票時間同じでしょう。そうしますと片方は昼食出して片方は出さないと、そういうことはないでしょう。出すなら両方とも出すと、何かつじつまが合わないのどうということかなあと思うんですがね。

同じ日に同じ投票がされるわけですので、又、投票事務に携さわる方々も同じような取り扱いになると思うんですがね。おかしいですよ。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時14分）



再 開（午前11時16分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 書記（高江洲 修君） どうも申し訳ございません。

前に、投開票の食糧費の中に慰労費も含まれています。

○ 9番（松島重克君） 先程の説明では、選挙後精算して余ったものは返すということですね。

そういたしますと、参議院の場合は慰労費が組まれているから使えるわけですね。

衆議院の場合、食糧費から慰労費に使えますか。

これは使えないと思いますよ。こういう組み方していると、そうすると余った分は返すんでしょう。

片方は出来ない、片方はやるということになりますよ。

○ 書記（高江洲 修君） 私のミスからですけど、食糧費で慰労費兼ねて出来るものだというふうに解釈していたものですからこれ誤りかと思しますので、改めてこれにつけ加えたいと思います。

慰労費20千円取って、食糧費に35千円というふうに変えたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時18分）

再 開（午後1時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

差し替えに対する説明を求めます。

○ 書記（高江洲 修君） 説明いたします。

食糧費として55千円計上していましたが、投開票食糧費に35千円、開票慰労費に20千円というふうに細分して計上しています。

○ 議長（玉城一昌君） 質疑続行いたします。

○ 13番（平良嘉清君） 食糧費についての考え方についてお伺いします。

○ 書記（高江洲 修君） 参考書を読み上げてお答えいたします。

交際費と違うのは、行政事務執行上直接的に必要として消費される経費である。会議用、式日用、接待用茶菓子及び弁当、供物、留置人食事、病院患者食事等接待経費の類、非常用の炊出賄費、宿泊所、保育所等の賄料、消防車入魂式供物というようになっています。

○ 13番（平良嘉清君） 食糧費と慰労費の違いについてききたいと思います。

○ 書記（高江洲 修君） 慰労費を食糧費の中にも含めても問題なかろうということで計上したわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 今度差し替えしたのは、参議院の場合にそのようにしたので、それと同じようにするという事か。

○ 書記（高江洲 修君） そのとおりでございます。

○ 13番（平良嘉清君） ご承知のように、需用費には9項目あるわけですが、今後は10項目にするということであるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに9項目なんですが、慰労費とは別でないわけですが、実行予算におけるところで分かり易いように直したということです。

○ 13番（平良嘉清君） 今後、食糧費と慰労費は分類して予算に計上するのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 食糧費に統一して、食糧費の中に入れて計上したいと思います。そして必要であれば説明書を資料としてやりたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより議案第27号の質議に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時35分）

再 開（午後1時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより、議案第26号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより、議案第26号 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより、議案第27号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより、議案第27号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時43分）

再 開（午後2時25分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任されました。

以上をもって、本議会に付議された事件は全部終了いたしました。

よって、昭和55年第4回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後2時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（4番） 山 川 保 清

署名議員（5番） 平 良 実